

統計委員会について

所掌事務

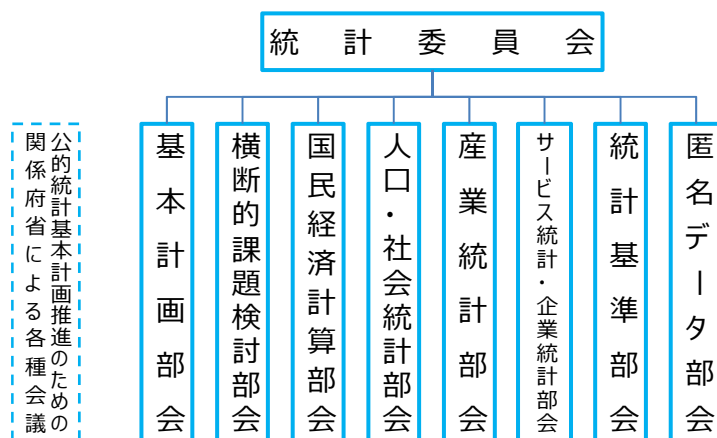
統計法（平成19年法律第53号）において、専門的かつ中立・公正な第三者機関として、総務省に統計委員会を設置することが規定。

統計委員会で審議する事項

- 1) 公的統計の整備に関する基本的な計画
- 2) 国民経済計算の作成基準の設定
- 3) 基幹統計調査の指定
- 4) 基幹統計^(※)調査の承認・変更・中止
- 5) 統計基準の設定
- 6) 匿名データの匿名性の確保 等

※基幹統計とは、国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計のこと。（例）国勢統計、国民経済計算

統計委員会の組織



委員

人数：13人（統計法第46条第1項）

選任：学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する（統計法第47条第1項）

漁業センサスの変更手続

